

2025 年 2 月

LIFESTYLE CHINA【N2136】
(Lifestyle China Group Limited)
を保有されている投資家の皆様へ
ー強制買取<日程>のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、LIFESTYLE CHINA 株式に対する Fortune Spirit Group Limited による強制買取につきまして、現地保管機関より日程の通知がございましたのでご案内申し上げます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : **2025 年 3 月 4 日** (前回通知：未定)
2. 現地支払開始日 : **2025 年 3 月 11 日** (前回通知：未定)
3. 強制買取条件 : LIFESTYLE CHINA 株式 1 株を、0.98 香港ドルと交換する。
4. 主な実施条件 :
 - ・ **2025 年 2 月 20 日開催予定**の裁判所集会における承認
(前回通知：開催日未定)
 - ・ **2025 年 2 月 20 日開催予定**の株主総会における承認
(前回通知：開催日未定)
 - ・ 現地裁判所の承認
 - ・ 現地規制当局の承認
5. 受取通貨について :
 - ・ 受取通貨（円貨または外貨）は、外国株式の配当金等の受取方法に関する弊社へのお申込み内容等によって、お客様毎に異なります。
 - ・ 具体的には、以下のお客様におかれましては、原則として外貨でのお受取りとなります。
 - ①外国株式配当金等の外貨受取を申し込まれているお客様
 - ②外国株式配当金等にて外貨 MMF の自動買付を申し込まれているお客様
 - ③大和ネクスト銀行の外貨預金口座を開設されているお客様
 - ・ 受取通貨の確認及び変更をご希望されるお客様は、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせください。
6. その他 : 本強制買取が実施された場合、LIFESTYLE CHINA 株式は **2025 年 3 月 5 日付**で香港証券取引所より上場廃止となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したものではなく、情報提供を目的としたものであります。

以 上

大和証券株式会社